

第8章

参考資料

【みよし広域連合介護保険事業計画策定委員会設置要綱】

【策定委員名簿】

【みよし広域連合地域包括支援センター運営協議会設置要綱】

【地域包括支援センター運営協議会名簿】

第 8 章 参考資料

【みよし広域連合介護保険事業計画策定委員会設置要綱】

制定 平成 20 年 8 月 13 日要綱第 2 号

(設置)

第 1 条 みよし広域連合（以下「広域連合」という。）は、介護保険法第 117 条に定める介護保険事業計画の策定及び改定を行うため、みよし広域連合介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、広域連合の介護保険事業計画について検討し、その結果をみよし広域連合長（以下「広域連合長」という。）に報告する。

(委員)

第 3 条 委員会は、委員 20 名以内で構成し、委員は次に掲げる者の中から、広域連合長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、福祉、医療関係者
- (3) その他広域連合長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第 6 条 委員の任期は、広域連合長に対し、第 2 条の規定による報告を行った時点をもって終了するものとする。

(事務局)

第 7 条 委員会の事務局は、みよし広域連合介護保険センターに置く。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 5 月 1 日要綱第 3 号）

この要綱は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

【策定委員名簿】

委員構成	氏 名	所 属
学識経験者	斎藤 泰憲	徳島県西部県民局保健福祉環境部副部長 三好保健所長
	板東 敏之	徳島県西部県民局保健福祉環境部副部長
	◎岸本 和宏	三好市福祉事務所長
	梶芳 青児	三好市長寿・障害福祉課長
	○川原 誠男	東みよし町福祉課長
保健関係者	森田 宏美	徳島県市町村保健師連絡協議会三好支部長
	加藤八重子	東みよし町健康づくり課保健師
福祉関係者	菅井 弘昭	三好市民生児童委員連絡協議会会長
	川野 悦博	東みよし町民生児童委員協議会会長
	西下 正人	三好市社会福祉協議会事務局長
	加藤 博文	東みよし町社会福祉協議会事務局長
医療関係者	田岡清三郎	三好市医師会会長（田岡医院）
	内田 知行	三好市医師会副会長（内田医院）
	秋田 一郎	三好歯科医師会会長（秋田歯科医院）
被保険者代表	伊丹 一夫	三好市老人クラブ連合会会長
	谷藤 忠明	東みよし町老人クラブ連合会会長

◎…委員長 ○…副委員長

【みよし広域連合地域包括支援センター運営協議会設置要綱】

制定 平成 17 年 11 月 30 日要綱第 4 号

(設置)

第 1 条 介護保険法第 115 条に定める地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、公正・中立性の確保その他円滑かつ適正な運営を図るため、地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること

- ① 担当する圏域の設定
- ② 設置、変更及び廃止並びに業務の法人への委託又は業務を委託された法人の変更
- ③ 業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施
- ④ 予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所
- ⑤ その他運営協議会が公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

(2) センターの運営に関すること

- ① 協議会は、毎年度ごとに、センターより次に掲げる書類の提出をうけるものとする。
 - ア 当該年度の事業計画及び収支予算書
 - イ 前年度の事業報告書及び収支決算書
 - ウ その他運営協議会が必要と認める書類
- ② 協議会は、①イの事業報告書によるほか、次に掲げる点を勘案して必要な基準を作成した上で、定期的に又は必要な時に、事業内容を評価するものとする。
 - ア 作成するケアプランにおいて、特定の事業者が提供するサービスの隔たりがないか
 - イ ケアプランの作成において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘因していないか
 - ウ その他運営協議会が地域の実情に応じて必要と判断した事項

(3) センターの職員の確保に関すること

協議会は、センターの職員を確保するため、必要に応じ、協議会の構成員や、地域の関係団体等の間での調整を行う。業務を支える地域資源の開発、その他の地域包括ケアに関する事項であって協議会が必要と判断した事項を行う。

(4) その他、地域包括ケアに関すること

協議会は、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包

括支援業務を支える地域資源の開発、その他の地域包括ケアに関する事項であって協議会が必要と判断した事項を行う。

(組織)

第3条 協議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから連合長が委嘱する。なお、委員は非常勤とする。

(1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体等

※医師、歯科医師、看護師、介護支援専門員等

(2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者

(3) 地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者

(4) その他地域ケアに関する学識経験を有する者

(5) その他連合長が必要と認めるもの

3 委員の任期は、その期の事業計画期間とする。ただし、再任することができる。

(役員)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選により選出する。

3 会長は協議会を代表し、会務を統括する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会は必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(構成委員以外の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に当該構成委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、資料の提出を求めることができる。

(介護予防ワーキングチーム)

第7条 協議会に、介護予防サービス等を円滑に導入実施するうえで、必要な措置、方法等の検討を行うため、介護予防ワーキンググループ(以下「ワーキングチーム」という。)を置く。

2 ワーキングチームの構成等必要な事項は、別に定めるものとする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、みよし広域連合介護保険センターに置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月27日要綱第10号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

【地域包括支援センター運営協議会名簿】

組 織 等	氏 名
三好市医師会会長（田岡医院）	◎田岡清三郎
三好市医師会副会長（内田医院）	内田 知行
三好歯科医師会会長（秋田歯科医院）	秋田 一郎
みよしケアマネジャーネットワーク代表	福井 昌幸
特別養護老人ホーム山城荘施設長	森岡 智也
介護老人保健施設ハピネス施設長	仁木 寛
三好市社会福祉協議会	高野 健一
三好市老人クラブ連合会会長	伊丹 一夫
三好市民生児童委員連絡協議会会長	菅井 弘昭
東みよし町婦人団体連合会会長	新田 正子
三好市身体障害者連合会会長	宮西 智
社団法人成年後見センター・リーガルサポート徳島	山口 浩志
障害者支援施設（博愛ビレッジ施設長）	加藤 和輝
三好保健所長	斎藤 泰憲
徳島県西部総合県民局保健福祉環境部（三好）	美馬 史彦
三好市長寿・障害福祉課長	梶芳 青児
東みよし町福祉課長	川原 誠男
徳島県市町村保健師連絡協議会三好支部長	森田 宏美

◎…会長